

昭和三十年七月一日(金曜日)午後二時
六分開会

委員長 吉野 信次君
理事

古池	高橋	山川	三輪
信三君	衛君	良一君	貞治君

石川	苦米地	白川	小松	栗山	海野	河野	豐田	加藤	深水	上原
清一君	義三君	一雄君	正雄君	良夫君	三朗君	謙三君	雅孝君	正人君	六郎君	正吉君

通商産業
政務次官
島村 一郎君

常任委員
會專門員
林
誠一君

常任委員 會專門員	常任委員 會專門員	常任委員 會專門員	常任委員 會專門員
山本友太郎君	小田橋貞壽君	桑野 仁君	内田源兵衛君

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（吉野信次君） それではこれより開会をいたします。

まず、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、これを議題にいたします。質疑がございますならこの際お述べを願います。……御発言がなければ質疑は終了したものと認めてよろしゅうございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（吉野信次君） それでは質疑
は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の
 ありの方は賛否を明らかにしてお述
 べを願います。

ちよつと速記をとめて下さい。
 「速記中止」
 ○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

○豊田雅孝君 私は次に述べます付帯決議をつけて本案に賛成をするものがあります。付帯決議といたしましては、

政府は中小企業への系統金融機関たる商工組合中央金庫に対する指導監督を強化し、以って健全なる組合金融の発展を図ると共に、左記の措置を講じて同金庫の資金源確保と貸出金

一、資金運用部資金を商工組合中央金庫に低利貸付け得るの途を考慮

二、指定預金の引揚は資金源確保の状況と睨み合わせこれを延期すること

三、商工債券の金利の引下を図ること

を促し、その企業努力により資金
原価の低減を図ること
右決議する。

このような付帯決議をしまして本案に賛成をしたいと思ひます。

○河野謙三君 私は本案並びに農田委

員の付帯決議案に賛成するものであります。しかしこの機会に一言当局に強く要求をしておきたいのは、金利の引き下げの措置は当然とて参らなければいけませんけれども、この引き下げ措置をとる以前におきまして、金融

機関の運用において私は非常に欠けている点が多々あると思う。運用の面をもう少し合理化すれば金利の引き下げは直ちにできる問題があると思う。た

たとえば商工中金のごときは、金融のい
にずらなる安全化をはかつて歩積み等
の措置を強行しておる。しかもその歩
積みが三%というような高率な歩積み

を發行してゐる。これを金利に換算しますと大体四厘から五厘になるはずであります、かようにいたしますと、たゞに、實質上は歩積みの金利を加算し

たしますと三錢四厘ないし三錢五厘になつておるはずであります。果してこれだけの歩積みを強要しなければならぬ一体運用上に必要があるかどうかということにつぎまして、通産当局のもう少し嚴重なる監督指導を私は望むものであります。

同時に、過日本委員会において質問の際にも申し上げましたが、もう一面の運用の面において特に申し上げたいのは、資金運用に当りまして、いわゆる組合ボスのばつこについてであります。商工組合の名において商工中金の

融資を受けて、その融資が果してほんとうに中小企業のために使われておるかどうかということにつきましては、

もう少し御挨拶願わなければならぬこれらのいわゆる組合幹部というものがこの中小企業者のためにする金融に当りまして中間搾取をしておるといふ事例はあまりにも数が多いのであります。この点につきましても十分運用面

におきまして御指導御監督をいたしたい、これを特にお願いをするものがあります。

なおもう一つは、これも過日質問の

際に申し上げましたが、この金融に当りまして商工中金は大企業の裏書きを要求しております。これもいたずらなる金融の安全化をはかっておる、かよ

裏書きを要求する、このかげには大企業がいかに思っているのか。この大企業のように思うのであります。この大企業が裏面においてこの中小企業の金融というものを搾取しておる、こういう事実がこれまた隠せないところの事実

でありまして、それやこれやを含めまして豊田委員のこの付帯決議の中にはそれらを意味いたしました。『監督を強化し以つて健全なる組合金融の発展を図る』という字句が入つておることとかやうに思いますが、特にその点を私は強調いたしまして、本案並びにこの付帯決議に賛成する（うなづ）。

の不審が深まるに懸念するものであります。

○委員長(吉野信次君)　ほかに御発言
ございませんか。それでは討論は終結
したものとみてよろしゅうございます
か。

それでは討論は終結したものと認め
まして採決に入ります。
商工組合中央金庫法の一部を改正す

すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました豊田君
提出の付帯決議案を議題に供します。
付帯決議案の朗読は省略してよろし
うございましょうか……それでは朗読

は省略いたします。

この付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔贊成者挙手〕
○委員長(吉野信次君) 全会一致、豊田君提出の付帯決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(吉野信次君) 次に中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。これは御承知の通り政府案に対して衆議院で修正されまして、こちらに回って参りましたから、衆議院送付案を議題といたしまし

御質問は終了したものと認めてよろしゅうございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(吉野信次君) それでは質問は終了したものと認めて、これより討論に入ります。

○海野三郎君 たいま議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、私は日本社会党を代表いたしまして、反対するものであります。この法律案が公庫の直接貸しを始めるに於いてその体制を整備するためのいろいろの措置を講ずることについては賛意を表するものであります。が、公庫に対する政府の出資金増額がいかに少いことに不満を禁ずることができないのであります。われわれ社会党としては当初の十五億増資案についてもこれを不足といたしまして、先にさらに十億円を加えて二十五億増資とすべきであると組みかえ案を提出したのであります。しかるに中小企業金融に熱意を有すると称するところの民主党、自由党の両党は野合的な取引によって衆議院において予算を修正し、当初の十五億増資案を五億に低減したのであります。民自両党はそのかわりに資金運用部資金の貸付を増加するから差しつかえないではないかというのでありますが、公庫としてみればこの借入金には六分五厘の利息を支払わなければならぬ、それだ

けこれは中小企業金融公庫の経理面を圧迫するとともに、貸付金利と貸付方針にも影響せざるを得ないのであります。しかもまた何と申しても、これは借入金でありますから、いつか政府の都合によって引き揚げられる危険もはらんで不安定な資金であると申さなければなりません。今回の予算修正に見ても、単に支出予算の膨張を糊塗するために、資金運用部資金による支出によって支出予算を擬装して一兆円予算に見せたのであります。いつかまたこの借入金でこれと逆の運命にならないとも言えない不安定な資金で、これで中小企業の長期金融の円滑化をはからうというのはいくらかの政策にすぎないと思ふのであります。私どもは政府の原案でもなお不足と思ふのに、かかる修正を受けてきた衆議院送付案に対しては、遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。

○豊田雅孝君 中小企業対策の根幹は中小企業の組織化にあると思われまゝです。中小企業金融公庫の運営に当りましては、中小企業の組織化を阻害しないように今後格段の留意をなさう希望を付して賛成いたします。

○小松正雄君 私は社会党第二控室を代表いたしまして反対をするものであります。が、内容について私の述べんとするところは、海野委員より述べられたので省略いたしまして、本案に反対いたします。

○委員長(吉野信次君) ほかに御意見がございせんか。
御発言もないようでありますから、討論は終結したものと認めて、御異議はございせんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(吉野信次君) 御異議がないと認めます。よって衆議院送付案を議題として採決に入ります。

【賛成者挙手】

○委員長(吉野信次君) 多数であります。本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(吉野信次君) 次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。

御質問があればお述べを願います。ちよつと私から一言政府にお尋ねしておきたいのですが、昨日ちよつと申し上げたのですが、中央会の問題ですが、地方、中央に今度は中央会ができるのですが、その前に何というか事實上中央会というものがあつたというお話であつて、そのうちでは一部では大變つこうなものもあるのですけれども、一部ではけつこうでないようなものもあるわけでありまして、ことに全国的の中央会というものについては、今度地方の中央会ができてから、それらの人々がこれは發起人となって新しく設立するわけでありまして、この間の政府側のお話によりますと、現実に似つたような団体がすでにあるようでありまして、それとはこれ関係ないものであるか、つまり現実あるものを法律で認めようというのでなくて、新しい構想をもつてこれ出発しないといけないものだろうと思ふのでございます。ことに従来まあそういうことがあつたということを申し上げるのじやありませんけれども、政治的

に動くというようないががあつては、どうもこれはちよつと工合が悪いと思ふのです。つまり今日のこの複雑な世の中でございますから、政治と経済というものの区別もなかなかしにくい点があるのでありますけれども、そういうような全国的の中央会というものが今度新しくできますときに、もし過去においてそういうことがなかつたでしようし、また将来あつたかぬでしようけれども、そういうものを何か特定の人の選挙の足場にするとしようということがあつては、これさういふ法律の目的は達成せられないと、こゝろひそかによい心配かもしれせんが、そういう疑念を持つておるのでありますから、そういうことについて政府の一つはつきりした御所見をこの際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(島村一郎君) たいまのところ私どもの考えておりますものは、まず地方から先に組織をいたしまして、それから全国的の中央会に臨むという態度で参りたいと思ひます。もう一つは、たいま委員長から御指摘のありましたようにならぬまいでございせんので、あくまで組合の発展助長を目標といたしまして、できる限り至公至正にこの問題に対処して参りたいと思ひます。

○河野謙三君 一言だけちよつとお伺いしたいのですが、組合ができました以上、下部の組織に対する賦課金はどのういふふうになるのですか。賦課金の基準がございせんか。

○政府委員(記内角一君) これは全国中央会の、あるいは地方中央会の定款によつて、あるいは定款によらないで

もその内部規定等によつて賦課金をきめる。それも大体今までの例によりまして、毎年その率、金額等を決定するものが通例になつておりますが、大体そういう方面で決定させて参りたいというふうに考えております。

○河野謙三君 もちろんこの定款等によつて自主的にきめるのですが、政府の方としては何か一つの基準、指導の立場にあられる政府としては何か基準をお持ちですか。

○政府委員(記内角一君) まだ具体的には決定いたしておりませんが、とにかくある基準に基いてやるように指導して参りたいというふうに考えております。

○河野謙三君 その賦課金は、きのうお話しがありました将来補助金が出てくる場合と、補助金のない場合と違ひますね。その関連はどうなつてゐるのですか。

○政府委員(記内角一君) もちろん補助金のある場合には少くして済むということも考えられますが、同時に、まあ応分の負担はやはり各組合とも自己のたえらるる範圍においてはすべきものと考えますので、その辺と考へ合せまして、何らかの基準を決定したいというふうな考へておる次第であります。

点等をあわせまして、反対をするものであります。

○海野三朗君 私は日本社会党第四座室を代表いたしました。ただいま議題となりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案に反対するものであります。何ゆゑに反対かと申し上げますと、一言にして言いますならば、今回の改正案全体を通じて流れるところの官僚的な非民主的な精神について不満を押えがたいからであります。今回の改正案を見ますと、政府は組合の設立を認可する――従来は定款の認証だけで、きわめて簡便に設立できたけれども、行政庁の認可を必要とすることにする、それから種々の報告を徴収したり、監督を強化したりしている、さらに行政庁が組合の解散権を持

つようにする、また中央会を設けることになつておりますが、建前は民主的な中央会であつても、この改正法案全体の空氣から見れば、おそろく下意上達の機關ではなくて、上意下達の官僚の外郭団体を作るにすぎないことを

おそれるのであります。さらにその上に、組合の役員選挙に指名推選の方法を取り入れて、組合ボス化の勢いに拍

車をかけるようになっておるのであります。まさにこれは時代逆行と言わざるを得ないのであります。私としても現在の状態で、協同組合が十分なる資格を持ち、りっぱな民主的組織を持っているものと申しません。政府の指導監督が必要であることは認めるのにやぶさかではありませんが、あくまでも業者の自主的な活動を促進する形の指導であることを希望するのであります。そういう親切的指導こそ望ましいのであります。今回の改正案

て組合の設立は認可主義になる結果、今後設立の組合水準は高まってくる

考えられるのであります。それだけに従来の既存組合中の休眠組合等を再編成する等の適切な方策によりまして、既存組合の水準向上についても、政府は格段の努力をするよう希望を付して賛成します。

○河野臨三君 私は本案審議の過程において、指導監督の強化を強調してきたものであります。その関係で一言この機会に申し上げます。ただいま野野野委員から官僚統制は組合の自主性を破壊するものである、こういう御意見がありました。私は協同組合の精神からいって、役所はもちろんのこと第三者の一切指導監督を受けないというものが、協同組合の建前であることはよく

了解しております。しかし遺憾ながら、現在農業といわず中小企業といわず、今置かれております協同組合の実態というものは、あまりにも経営がずさんであり、あまりにも経営が墮落し、あつた易合には非常な不正行為まで顕現し

て、この実情に即して、一般組合員の声は、私はかく信じます。一般組合員の意思はかく信じます。われわれの組合が安心して運営のできるよう

れがまかせられるように、もう少しそれぞれの監督官庁において、特に経理の面において嚴重なる指導監督をしてもらいたいということが、一般組合員の声であることに間違ひございません。私はその意味合ひにおいて、今回の改正案には賛成するものであります。ただ今後におきまして、指導の域を越

4. *Journal of the American Statistical Association*, 1991, 86, 1001-1011.

[illegible][illegible]

0 0.5 1 1.5 2 2.5 3 3.5 4 4.5 5 5.5 6 6.5 7 7.5 8 8.5 9 9.5 10

100

多数意見者の署名をお願いいたします。
多数意見者署名

「商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案」

古池 信三 高橋 衛

山川 良一 三輪 貞治

上原 正吉 深澤 六郎

加藤 正人 豊田 雅孝

河野 謙三 海野 三朗

栗山 良夫 小松 正雄

白川 一雄 吉米地義三

石川 清一

「中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案」

古池 信三 高橋 衛

山川 良一 上原 正吉

深澤 六郎 加藤 正人

豊田 雅孝 河野 謙三

白川 一雄 吉米地義三

石川 清一

「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」

古池 信三 高橋 衛

山川 良一 上原 正吉

深澤 六郎 加藤 正人

豊田 雅孝 河野 謙三

白川 一雄 吉米地義三

石川 清一

○委員長(吉野信次君) それから本会議における委員長の口頭報告、議長に提出する報告書、そういうものの手続上のことは、前例によって委員長におまかせをお願いしたいと思います、よろしくごさいようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉野信次君) それではさよう取り計らいます。

○政府委員(島村一郎君) 先ほど御決

定をいただきました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきましては、十分尊重いたしまして努力をして参りたいと存じます。

なおその際、商工組合中央金庫の運営上の問題につきまして、河野委員から諸点にわたる御要望がございましたが、これまた御意思を十分尊重いたしまして善処して参りたいと思ひます。御了承願ひます。

なお、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案並びに中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきましても、御討論中諸氏から御要望がございましたので、この点につきましても十分御意思に沿うように努力をして参りたいと思ひます。これまた御了承を願ひたいと思ひます。

○委員長(吉野信次君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて下さい。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十六分散会

六月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

二、繊維製品品質表示法案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條第一項の規定に基き静岡県清水市に新たに工業品検査所清水出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求めらる。

繊維製品品質表示法案

繊維製品品質表示法

(目的)

第一条 この法律は、繊維製品の品質の正しい表示の実施を図ることによつて、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「繊維製品」とは、別表に掲げる繊維製品をいう。

2 この法律で「製造業者」とは、繊維製品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、繊維製品の販売の事業を行う者をいう。

(正しい表示の義務)

第三条 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、繊維製品の品質を示す文字であつて政令で定めるもの(以下「指定文字」という)を用いて指定文字ごとに

政令で定める品質のものでない繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。

2 製造業者若しくは販売業者又は製造業者若しくは販売業者の委託を受けて繊維製品にその品質を表示する事業を行う者は、その表示にその者の氏名又は名称を附記し

なければ、指定文字を用いて繊維製品にその品質を表示し、又はその表示と紛らわしい表示をしてはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(表示の強制)

第四条 製造業者又は販売業者は、次の繊維製品のうち政令で定めるものについては、通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いてその品質を表示したもの(その品質のうち政令で定めるものについては、通商産業大臣がその通商産業省令で定めるところにより指定文字を用いて表示したもの)でなければ、販売し、又は販売のために陳列してはならない。

一 生活必需品たる繊維製品であつて、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるもの

二 前号の繊維製品の原料又は材料たる繊維製品であつて、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、これを原料又は材料として製造し又は加工する同号の繊維製品の品質の正しい表示の実施を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるもの

2 前項の規定は、次の場合には、適用しない。

一 繊維製品が輸出するとき。

二 その繊維製品が故又はくずであるとき。

三 その繊維製品が通商産業省令

で定める種類のものであつて、通商産業省令で定める量以下のものであるとき。

四 前各号のほか、通商産業省令で定める場合

3 第一項の規定の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 前条第一項の規定の適用については、通商産業大臣の認可を受けた者が同項の通商産業省令で定めるところにより同項の政令で定める品質についてした表示は、同項の規定により通商産業大臣がしたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可を申請した者が、前条第一項の政令で定める繊維製品が同項の政令で定める品質のものであるかどうかを識別する能力があり、かつ、前項に規定する表示が公正に行われりと認めるときは、その者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の認可をしなればならない。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次項の規定により認可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、そ

昭和三十年七月七日印刷

昭和三十年七月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局